

第3章 フロン類の充填・回収の流れ

第一種特定製品へのフロン類の充填及び第一種特定製品からのフロン類の回収は、フロン類の大气排出を抑制する目的で、主体毎に法に基づく義務が定められている。

フロン類の充填・回収に係る関係者の義務は、下記のように整理できる。

表 11

義務者	フロン排出抑制法の義務	該当ページ
すべての者	特定製品の冷媒フロン類のみだり放出禁止(86条)	p.108
第一種特定製品の整備を 発注した第一種特定製品 の管理者	フロン類回収等の料金負担(74条⑥)	p.99
第一種特定製品整備者	充填委託義務(37条①)	p.20
	充填委託時の管理者名称等の通知(37条②)	
	回収委託義務(39条①)	
	回収委託時の管理者名称等の通知(39条②)	
	再充填以外のフロン類の引渡義務(39条④)	
	フロン類回収等の料金負担(74条③)	
	再生証明書の回付・保存(59条②③) 破壊証明書の回付・保存(70条②(59条②③準用))	
第一種フロン類充填回収 業者	充填に関する基準の遵守(37条③)	p.64
	充填証明書の交付(37条④)	p.77
	情報処理センターへの充填情報等の登録(38条①) ※ただし、情報処理センターの利用は任意。	p.26
	回収に関する基準の遵守(39条③)	p.72
	回収フロン類の引取義務(整備時)(39条⑤)	p.56
	回収証明書の交付(39条⑥)	p.23
	情報処理センターへの回収情報等の登録(40条①) ※ただし、情報処理センターの利用は任意。	p.26
	回収フロン類の引取義務(廃棄時)(44条①)	p.56
	引取証明書の交付又は送付・保存(45条①②)	p.58
	フロン類の引渡義務(46条①)	p.61
	運搬に関する基準の遵守(46条②)	p.76
	再生証明書の回付・保存(59条②)	p.27,42
	破壊証明書の回付・保存(70条②(59条②準用))	p.27,42
	フロン類回収等の料金説明(74条②)	p.99
第一種特定製品廃棄等実 施者	フロン類の引渡義務(41条)	p.11
	回収依頼書／委託確認書の交付・保存(43条①～③)	
	引取証明書の保存(45条③)	
	引取証明書の未受領・虚偽記載に関する報告(45条④)	
特定解体工事元請業者	フロン類回収等の料金負担(74条③)	p.90
	設置有無の確認・説明(書面の交付)(42条①) 書面の写しの保存(42条①)	
特定解体工事発注者	設置有無の確認への協力(42条②)	p.90
	書面の保存(42条③)	
	再委託承諾書の事前受領・保存(43条④)	p.86

第一種フロン類引渡受託者	委託確認書の回付・保存(43条⑤～⑦)	
	引取証明書の写しの保存(45条⑤)	

○前記の各義務のうち、本章では以下に関する規定について説明する。

- ・整備時におけるフロン類の充填及び回収の流れ
- ・廃棄時におけるフロン類の回収の流れ

○充填回収業者に係る事項のうち、以下に関しては主に第4章で説明する。

- ・都道府県知事への登録関係(法第27条～第35条)
- ・充填・回収・運搬に関する基準(法第37条第3項、第39条第3項、第44条第2項、第46条第2項)
- ・回収したフロン類の引取・引渡義務(法第39条第5項、第44条第1項、第46条第1項)
- ・充填量・回収量等に関する記録の保存、都道府県知事への報告(法第47条第1項・第3項)
- ・充填回収業者によるフロン類の再生(法第50条第1項)

○なお、全ての者を対象として、特定製品に冷媒として充填されているフロン類をみだりに放出することは禁止されている。(法第86条)

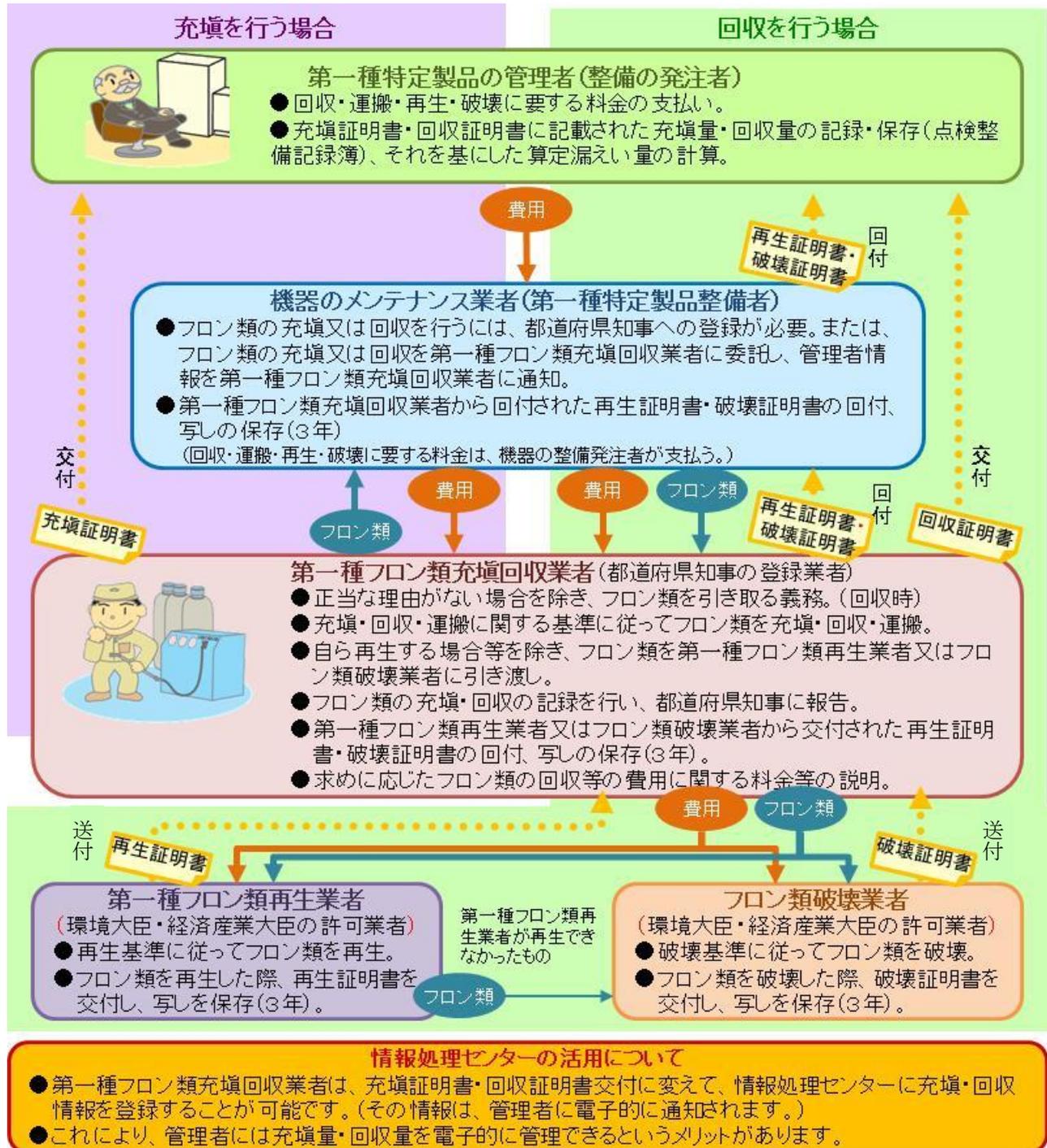
1. 第一種特定製品の整備時におけるフロン類の充填及び回収の流れ

【全体説明】

第一種特定製品の整備時に、フロン類の充填又は回収が必要な場合、第一種特定製品整備者(整備者)は(1)のとおりフロン類の充填・回収を充填回収業者に委託する必要がある。

また、その際、充填回収業者は、当該第一種特定製品の点検記録簿を確認し、第一種特定製品の管理者が算定漏えい量の計算のために必要な、(3)の「充填証明書」又は「回収証明書」を、充填回収業者から管理者に交付する。

図 3 第一種特定製品の整備時におけるフロン類の充填及び回収の流れ



(1) 第一種特定製品整備者の充填・回収の委託義務

(第一種特定製品整備者の充填の委託義務等)

法第 37 条 第一種特定製品整備者は、第一種特定製品の整備に際して、当該第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充填する必要があるときは、当該フロン類の充填を第一種フロン類充填回収業者に委託しなければならない。ただし、第一種特定製品整備者が第一種フロン類充填回収業者である場合において、当該第一種特定製品整備者が自ら当該フロン類の充填を行うときは、この限りでない。

2 第一種特定製品整備者は、前項本文に規定するフロン類の充填の委託に際しては、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所並びに当該第一種特定製品の管理者が第 76 条第1項に規定する情報処理センター(以下この節において「情報処理センター」という。)の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている入出力装置を使用しているかどうか及び当該入出力装置を使用している場合にあっては当該情報処理センターの名称を当該第一種フロン類充填回収業者に対し通知しなければならない。

(第一種特定製品整備者の引渡義務等)

法第 39 条 第一種特定製品整備者は、第一種特定製品の整備に際して、当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を回収する必要があるときは、当該フロン類の回収を第一種フロン類充填回収業者に委託しなければならない。ただし、第一種特定製品整備者が第一種フロン類充填回収業者である場合において、当該第一種特定製品整備者が自ら当該フロン類の回収を行うときは、この限りでない。

2 第一種特定製品整備者は、前項本文に規定するフロン類の回収の委託に際しては、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所並びに当該第一種特定製品の管理者が情報処理センターの使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている入出力装置を使用しているかどうか及び当該入出力装置を使用している場合にあっては当該情報処理センターの名称を当該第一種フロン類充填回収業者に通知しなければならない。

4 第一種特定製品整備者は、第一項本文の規定により第一種フロン類充填回収業者に第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を回収させた場合において、第 37 条第1項本文の規定により当該フロン類のうち再び当該第一種特定製品に冷媒として充填されたもの以外のものがあるときは、これを当該第一種フロン類充填回収業者に引き渡さなければならない。

第一種特定製品整備者による充填の委託に際しての第一種特定製品の管理者に係る情報の通知に関する事項

施行規則

(第一種特定製品整備者による充填の委託に際しての第一種特定製品の管理者に係る情報の通知に関する事項)

第 13 条 第 37 条第2項の規定による通知は、次により行うものとする。

一 第一種特定製品の整備を発注した当該第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所並びに当該第一種特定製品の管理者が情報処理センターの使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている入出力装置を使用しているかどうか及び当該入出力装置を使用している場合にあっては当該情報処理センターの名称が通知しようとする事項と相違がないことを確認の上、通知すること。

二 第一種フロン類充填回収業者にフロン類の充填の委託を申し込む際に通知すること。

(第一種特定製品整備者による回収の委託に際しての第一種特定製品の管理者に係る情報の通知に関する事項)

第 21 条 第 13 条の規定は、法第 39 条第2項の規定による通知について準用する。この場合において、第 13 条第2号中「フロン類の充填の委託」とあるのは、「フロン類の回収の委託」と読み替えるものとする。

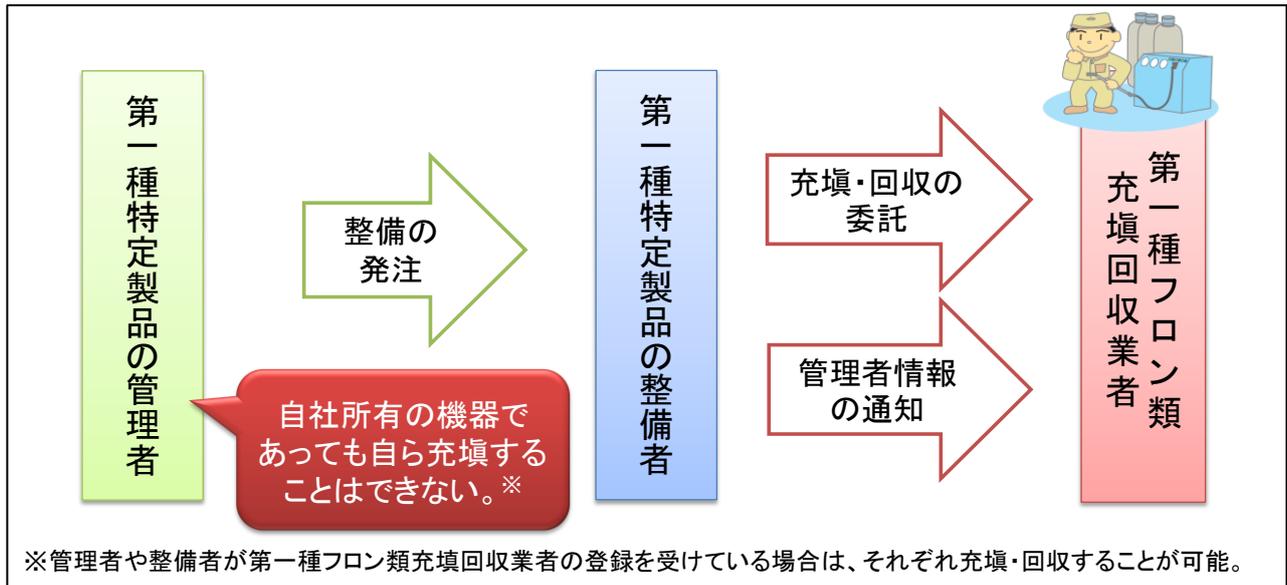
【概要】

整備者は、その整備に際して、冷媒としてフロン類を充填する必要があるときは、当該フロン類の充填を充填回収業者に委託しなければならない。

また、整備する第一種特定製品からフロン類を回収する必要があるときは、同様に、当該フロン類の回収を充填回収業者に委託しなければならない。

さらに、整備者は、充填及び回収の委託に際し、管理者の名称等を充填回収業者に通知しなければならない。

図 4 充填及び回収の委託義務



また、整備者は、充填回収業者が回収したフロン類を第一種特定製品に再充填する場合であつて、充填しなかつたフロン類が生じた場合は、当該フロン類を充填回収業者に引き渡す義務がある。

なお、この場合において、充填回収業者は、原則として当該フロン類の引取りを拒否してはならないこととされている。(詳細は第4章2. (p.56))

【解説】

① 充填の委託義務の適用を受ける者

充填の委託義務については、自社所有の機器についても適用される。そのため、自らが管理する機器への充填についても、第一種フロン類充填回収業者に委託するか、自らが充填回収業者としての登録を受ける必要がある。(詳細は第4章1. (p.48)を参照。)

② 第一種特定製品の整備者による管理者情報の通知

整備者は、充填回収業者への充填・回収の委託の際、以下の事項について、第一種フロン類充填回収業者に対して、充填の委託を申し込む際に通知しなければならない。

- ・当該整備を発注した管理者の氏名又は名称及び住所
- ・当該管理者が情報処理センターの使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている入出力装置を使用しているかどうか、及び当該入出力装置を使用している場合にあつては当該情報処理センターの名称

(2) 第一種特定製品整備者のフロン類引渡義務

法第 39 条

- 4 第一種特定製品整備者は、第1項本文の規定により第一種フロン類充填回収業者に第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を回収させた場合において、第 37 条第1項本文の規定により当該フロン類のうち再び当該第一種特定製品に冷媒として充填されたもの以外のものがあるときは、これを当該第一種フロン類充填回収業者に引き渡さなければならない。
- 5 第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品整備者から前項に規定するフロン類の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。

【解説】

整備者がフロン類の充填・回収を充填回収業者に委託した場合、「回収したフロン類」のうち、当該機器に再充填したフロン類以外は、充填回収業者に引き渡さなければならない。

なお、充填回収業者は、当該フロン類について原則として引取義務が生じる。(詳細は第4章2. p.56 を参照。)

(3) 充填証明書・回収証明書の交付

法第 37 条

- 4 第一種フロン類充填回収業者は、第1項本文に規定するフロン類の充填の委託を受けてフロン類の充填を行い、又は同項ただし書の規定によるフロン類の充填を行ったときは、フロン類の充填を証する書面(以下この項及び次条第1項において「充填証明書」という。)に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者に当該充填証明書を交付しなければならない。

法第 39 条

- 6 第一種フロン類充填回収業者は、第1項本文に規定するフロン類の回収の委託を受けてフロン類の回収を行い、又は同項ただし書の規定によるフロン類の回収を行ったときは、フロン類の回収を証する書面(以下この項及び次条第1項において「回収証明書」という。)に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者に当該回収証明書を交付しなければならない。

充填証明書・回収証明書の記載事項

施行規則

(充填証明書の記載事項)

第 15 条 法第 37 条第4項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 整備を発注した第一種特定製品の管理者(当該管理者が第一種フロン類充填回収業者である場合であって、かつ、当該管理者が自らフロン類を充填した場合を含む。以下同じ。)の氏名又は名称及び住所
- 二 フロン類を充填した第一種特定製品の所在
- 三 フロン類を充填した第一種特定製品を特定するための情報
- 四 フロン類を充填した第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
- 五 充填証明書の交付年月日
- 六 フロン類を充填した年月日
- 七 充填したフロン類の種類ごとの量
- 八 当該第一種特定製品の設置に際して充填した場合又はそれ以外の整備に際して充填した場合の別

(回収証明書の記載事項)

第 22 条 第 15 条第1号から第7号までの規定は、法第 39 条第6項の主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第 15 条第1号から第4号まで、第6号及び第7号中「充填した」とあるのは「回収した」と、同条第5号中「充填証明書」とあるのは「回収証明書」と読み替えるものとする。

充填証明書・回収証明書の交付

施行規則

(充填証明書の交付)

第16条 法第37条第4項の規定による充填証明書の交付は、次により行うものとする。

- 一 整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所並びに充填したフロン類の種類ごとの量が充填証明書に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。
- 二 フロン類を充填した日から30日以内に交付すること。

(回収証明書の交付)

第23条 第16条の規定は、法第39条第6項の規定による回収証明書の交付について準用する。この場合において、第16条第1号中「充填証明書」とあるのは「回収証明書」と、同条第2号中「充填した」とあるのは「回収した」と読み替えるものとする。

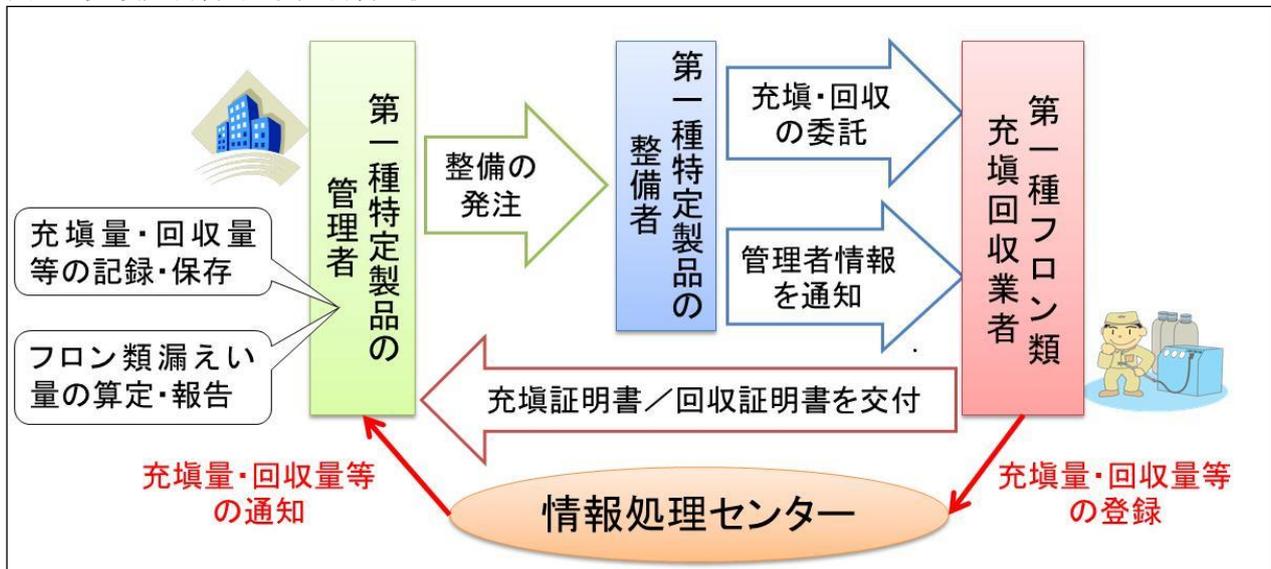
【概要】

第一種フロン類充填回収業者(充填回収業者)は、整備者からフロン類の充填・回収の委託を受けてフロン類の充填・回収を行ったとき(※)は、当該フロン類に係る第一種特定製品の整備を発注した管理者に、「充填証明書」、「回収証明書」を交付しなければならない。

なお、第一種特定製品の整備のために当該製品からフロン類を回収し、回収したフロン類を当該製品に再度充填した場合などであっても、それぞれの充填量及び回収量を記載した充填証明書及び回収証明書をそれぞれ交付する必要があることに留意が必要である。

※整備者自ら充填回収業者の登録を受けて充填・回収を行う場合を含む。

図 5 充填証明書・回収証明書の流れ



【解説】

① 充填証明書、回収証明書の記載事項

充填証明書及び回収証明書の記載事項は以下のとおりである。

表 12 充填証明書、回収証明書の記載事項

< 充填・回収共通 >

- 1 整備を発注した第一種特定製品の管理者(当該管理者が第一種フロン類充填回収業者である場合であつて、かつ、当該管理者が自らフロン類を充填/回収した場合を含む。)の氏名又は名称及び住所

- 2 フロン類を充填／回収した第一種特定製品の所在
- 3 フロン類を充填／回収した第一種特定製品を特定するための情報
- 4 フロン類を充填／回収した充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
- 5 充填／回収証明書の交付年月日
- 6 フロン類を充填／回収した年月日
- 7 充填／回収したフロン類の種類ごとの量
 <充填の場合のみ>
- 8 当該第一種特定製品の設置に際して充填した場合又はそれ以外の整備に際して充填した場合の別

※なお、「8」の設置時充填とそれ以外の充填の区別は、管理者が行う算定漏えい量報告において、設置時充填は算定対象外とされているため、管理者が判別できるようにする必要があるための情報である。

②交付前の確認

充填証明書及び回収証明書は、以下の事項について、充填証明書・回収証明書に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付する必要がある。

- ・整備を発注した管理者の氏名又は名称及び住所
- ・充填・回収したフロン類の種類ごとの量

③充填証明書、回収証明書の交付期限

充填証明書及び回収証明書は、フロン類を充填又は回収した日から 30 日以内に交付する必要がある。

④様式等

充填証明書及び回収証明書については、現状、整備業者等により、作業終了報告として充填量等の情報提供が既に実施されている状況に鑑み、特段の法定様式は定めないものとする。

また、証明書記載事項及び交付方法を遵守する限りにおいて、複数の証明書を一枚にまとめて交付することは差し支えない。

(4) 情報処理センターの利用

(電子情報処理組織の使用)

法第 38 条 第一種フロン類充填回収業者(その使用に係る入出力装置が情報処理センター(前条第2項の規定によりその名称が通知された情報処理センターに限る。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている者に限る。)は、第一種特定製品にフロン類を充填する場合において、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品の管理者の承諾を得て、当該フロン類を充填した後主務省令で定める期間内に、電子情報処理組織を使用して、フロン類の種類ごとに、充填した量その他の主務省令で定める事項を情報処理センターに登録したときは、同条第4項の規定にかかわらず、充填証明書を交付することを要しない。

(電子情報処理組織の使用)

法第 40 条 第一種フロン類充填回収業者は、第一種特定製品の整備に際して第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を回収する場合(当該第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者の使用に係る入出力装置が情報処理センター(前条第2項の規定によりその名称が通知された情報処理センターに限る。以下この項並びに次項において準用する第38条第2項及び第3項において同じ。)の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている場合に限る。)において、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品の管理者の承諾を得て、当該フロン類を回収した後主務省令で定める期間内に、電子情報処理組織を使用して、フロン類の種類ごとに、回収した量その他の主務省令で定める事項を情報処理センターに登録したときは、前条第6項の規定にかかわらず、回収証明書を交付することを要しない。

情報処理センターの登録等について

施行規則

(フロン類の充填に係る情報処理センターへの登録手続)

第 17 条 法第 38 条第 1 項の規定による情報処理センターへの登録は、次により行うものとする。

- 一 整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所並びに充填したフロン類の種類ごとの量が登録しようとする事項と相違がないことを確認の上、登録すること。
- 二 整備を発注した第一種特定製品の管理者の承諾を得て、登録すること。

(フロン類の充填に係る情報処理センターへの登録期限)

第 18 条 法第 38 条第 1 項の主務省令で定める期間は、20 日とする。

(フロン類の充填に係る情報処理センターへの登録事項)

第 19 条 法第 38 条第 1 項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所
- 二 フロン類を充填した第一種特定製品の所在
- 三 フロン類を充填した第一種特定製品を特定するための情報
- 四 フロン類を充填した第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
- 五 情報処理センターへの登録年月日
- 六 フロン類を充填した年月日
- 七 充填したフロン類の種類ごとの量
- 八 当該第一種特定製品の設置に際して充填した場合又はそれ以外の整備に際して充填した場合の別

(フロン類の回収に係る情報処理センターへの登録期限)

第 25 条 第 18 条の規定は、法第 40 条第 1 項の主務省令で定める期間について準用する。

(フロン類の回収に係る情報処理センターへの登録事項)

第 26 条 第 19 条第 1 号から第 7 号までの規定は、法第 40 条第 1 項の主務省令で定める事項について準用する。この場合において、第 19 条第 2 号から第 4 号まで、第 6 号及び第 7 号中「充填した」とあるのは、「回収した」と読み替えるものとする。

(フロン類の回収に係る情報処理センターによる情報の保存期間)

第 27 条 第 20 条の規定は、法第 40 条第 2 項において準用する法第 38 条第 3 項の主務省令で定める期間について準用する。

【概要】

充填回収業者が、管理者の承諾を得て、必要な事項を情報処理センターに登録した場合、(3)の充填証明書及び回収証明書の交付を要しないこととされている。現在、情報処理センターとして、一般財団法人日本冷媒・環境保全機構が環境大臣・経済産業大臣により指定されている(情報処理センターの利用方法の詳細については、第9章7. (7)p.141 を参照されたい)。

【解説】

①登録手続

充填回収業者は、情報処理センターへの登録にあたり、以下について確認するとともに、整備を発注した管理者の承諾を事前に得ること。

- ・整備を発注した管理者の氏名又は名称及び住所
- ・充填及び回収したフロン類の種類ごとの量

②登録期限

充填量等及び回収量等は、フロン類を充填又は回収した日から 20 日以内に登録する必要がある。(なお、紙で交付する「充填証明書」及び「回収証明書」の交付期限は 30 日。)

③登録事項

< 充填・回収共通 >

- 1 整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所
- 2 フロン類を充填／回収した第一種特定製品の所在
- 3 フロン類を充填／回収した第一種特定製品を特定するための情報
- 4 フロン類を充填／回収した充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
- 5 情報処理センターへの登録年月日
- 6 フロン類を充填／回収した年月日
- 7 充填／回収したフロン類の種類ごとの量

< 充填のみ >

- 8 当該第一種特定製品の設置に際して充填した場合又はそれ以外の整備に際して充填した場合の別

※なお、「8」の設置時充填とそれ以外の充填の区別は、管理者が行う算定漏えい量報告において、設置時充填は算定対象外とされているため、管理者が判別できるようにする必要があるための情報である。

(5) 再生証明書・破壊証明書

(再生証明書)

法第 59 条

- 2 第一種フロン類充填回収業者は、前項の規定による再生証明書の送付を受けたときは、遅滞なく、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に当該再生証明書を回付しなければならない。この場合において、当該第一種フロン類充填回収業者は、当該回付をした再生証明書の写しを当該回付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。
 - 一 当該フロン類を第 39 条第1項ただし書の規定により回収した場合 当該フロン類に係る第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者
 - 二 当該フロン類を第 39 条第5項の規定により第一種特定製品整備者から引き取った場合 当該第一種特定製品整備者
 - 三 当該フロン類を第 44 条第1項の規定により第一種特定製品廃棄等実施者から直接に又は第一種フロン類引渡受託者を通じて引き取った場合当該第一種特定製品廃棄等実施者
- 3 第一種特定製品整備者は、前項の規定による再生証明書の回付を受けたときは、遅滞なく、当該フロン類に係る第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者に当該再生証明書を回付しなければならない。この場合において、当該第一種特定製品整備者は、当該回付をした再生証明書の写しを当該回付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

(破壊証明書)

法第 70 条

- 2 第 59 条第2項及び第3項の規定は、破壊証明書について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは、「第 70 条第1項」と読み替えるものとする。

第一種特定製品整備者による再生証明書・破壊証明書の保存期間

施行規則

(第一種フロン類再生業者の再生証明書の写しの保存期間)

第 66 条 法第 59 条第1項の主務省令で定める期間は、3年間とする。

(第一種フロン類充填回収業者等の再生証明書の写しの保存期間)

第 67 条 前条の規定は、法第 59 条第2項及び第3項の主務省令で定める期間について準用する。

(第一種フロン類充填回収業者等の破壊証明書の写しの保存期間)

第 82 条 第 67 条の規定は、法第 70 条第2項において準用する法第 59 条第2項及び第3項の規定する主務省令で定める期間について準用する。

【概要】

再生業者及び破壊業者は、フロン類の回収を行った充填回収業者に対し、再生証明書又は破壊証明書を送付する。

また、充填回収業者は、当該証明書の写しを保存するとともに、元々の回収を委託した第一種特定製品整備者に回付することとされている。

さらに、整備者は、当該証明書について、写しを保存するとともに、元々の整備を発注した管理者に回付することとされている。

充填回収業者及び整備者は、証明書の写しを3年間保存する必要がある。

なお、複数の管理者から引き取ったフロン類を1つのボンベで再生業者又は破壊業者に引き渡す場合には、再生証明書又は破壊証明書の送付・回付等の際に以下のどちらかの対応とするよう、充填回収業者と再生業者又は破壊業者の間で事前に調整しておくことが必要である。

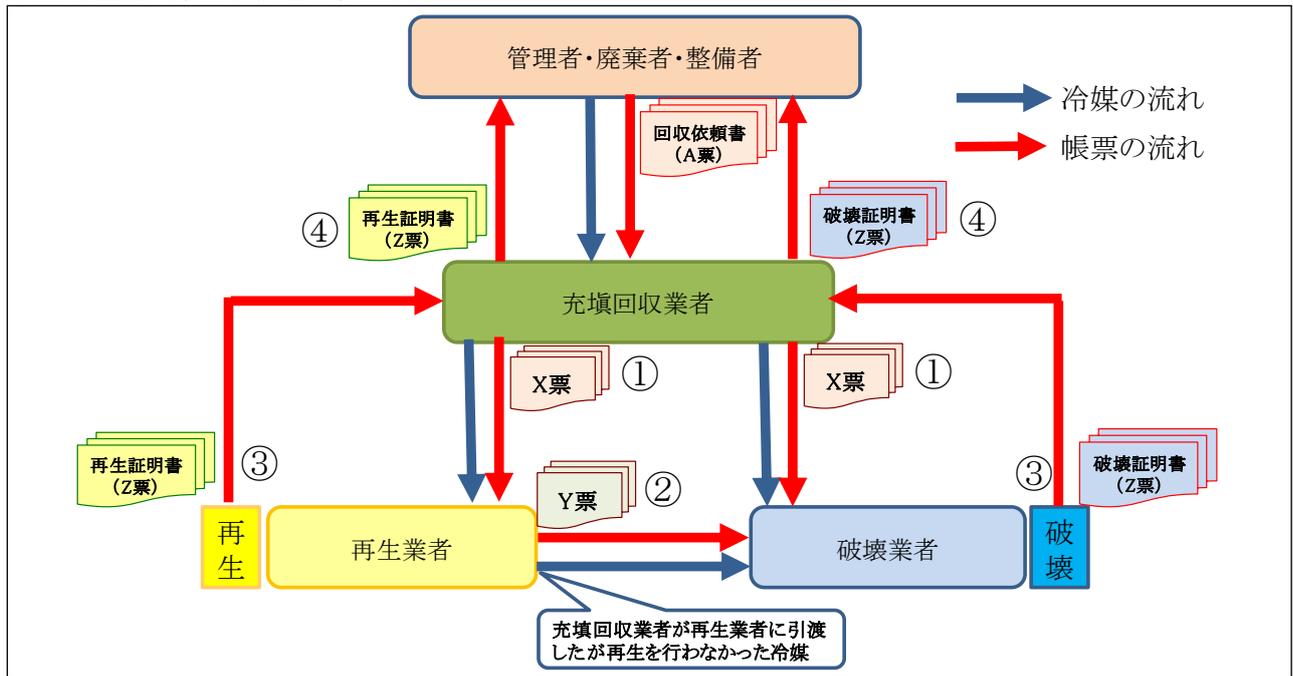
- ①再生業者又は破壊業者が送付する再生証明書又は破壊証明書はボンベごとに1枚とし、交付を受けた充填回収業者が回付する複数の管理者分をコピーし管理者に回付する。この場合、コピーには再生証明書又は破壊証明書の原本のコピーである旨記載することが望ましい。
- ②再生業者又は破壊業者が送付する再生証明書又は破壊証明書は複数の管理者分を充填回収業者に交付し、交付を受けた充填回収業者はそれぞれの管理者に原本を回付する。この場合、予め充填回収業者から再生業者又は破壊業者に対し管理者の氏名等の情報が提供され、その情報が各々の証明書に記載の上送付されることで、充填回収業者による迅速な回付が期待される。

上記①及び②の回付の際は、いつ行った回収に係る再生・破壊証明書なのかわかるよう必要な情報を併せて示すことが望ましい。

表 13 再生証明書・破壊証明書の回付・写しの保存

整備時／廃棄時の別		充填回収業者	整備者
整備時	整備者 →再生業者・破壊業者 (整備者が充填回収業者である場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・再生証明書／破壊証明書の整備発注者(管理者)への回付 ・回付した再生証明書／破壊証明書の写しの保存 	
	整備者 →充填回収業者 →再生業者・破壊業者	<ul style="list-style-type: none"> ・再生証明書／破壊証明書の整備者への回付 ・回付した再生証明書／破壊証明書の写しの保存 	<ul style="list-style-type: none"> ・再生証明書／破壊証明書の整備発注者(管理者)への回付 ・回付した再生証明書／破壊証明書の写しの保存
廃棄時		<ul style="list-style-type: none"> ・再生証明書／破壊証明書の廃棄等実施者への回付 ・回付した再生証明書／破壊証明書の写しの保存 	—

図6 再生証明書・破壊証明書の流れ



※①から④については、フローを表している。

出典：一般財団法人日本冷媒・環境保全機構資料(フロン排出抑制法に規定する各書面については、法令に定められた事項が含まれていれば、様式は問わない。図中の帳票(A票～Z票)は同法人が法令に定められた事項を含むものとして任意で発行しているものである(詳細は第9章7.(8)p. 144～参照))。

2. 第一種特定製品の廃棄時におけるフロン類の回収の流れ

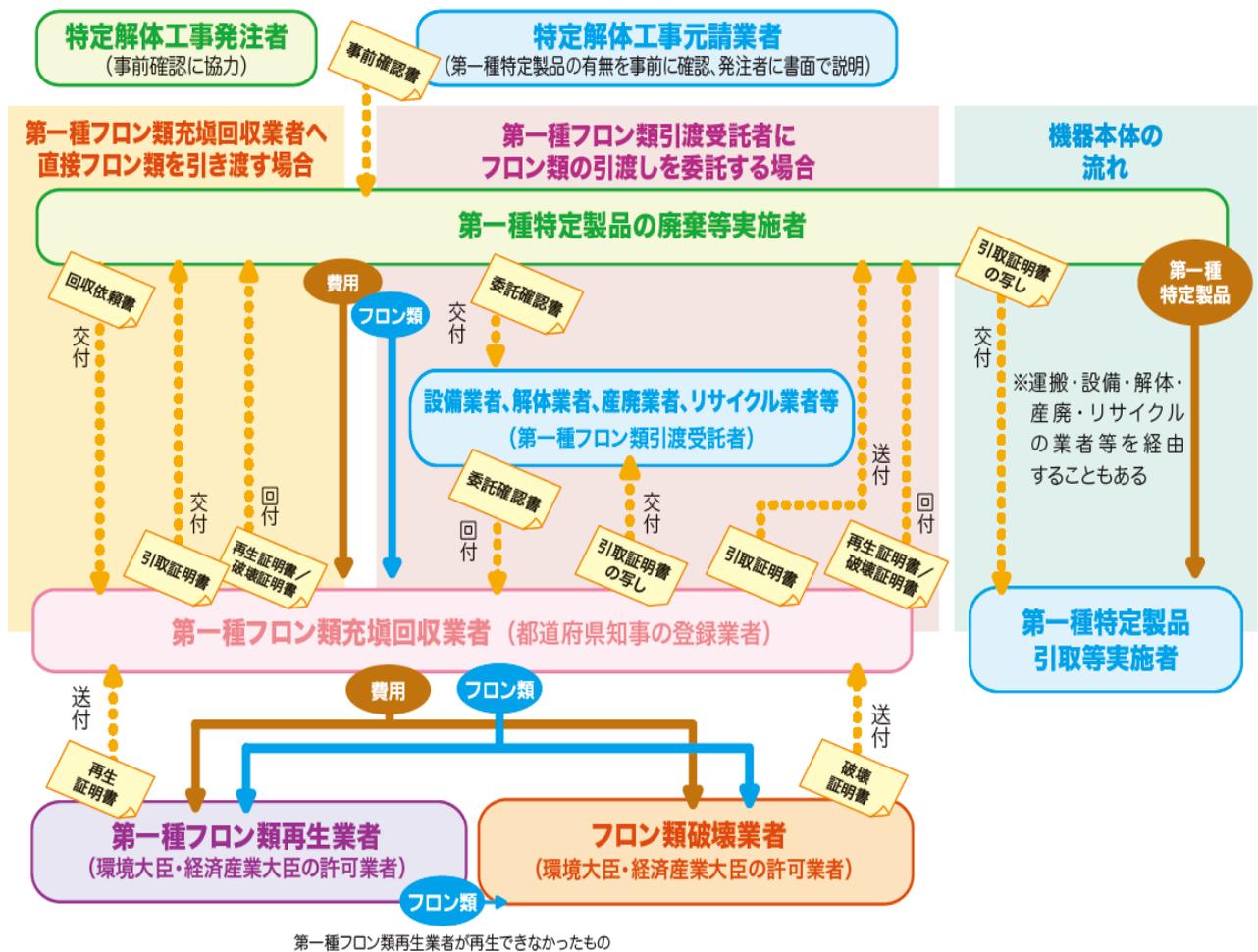
【全体説明】

廃棄等実施者は、(1)のとおり、フロン類を充填回収業者に引き渡すか、フロン類の引渡しを他の者に委託する必要がある。

また、フロン類の引渡しにあたっては、(2)のとおり、引渡し方法に応じて、(3)の行程管理制度に従って、書面の交付や保存を行う必要がある。また、必要な書面の交付がなされないときは、その旨を都道府県知事へ報告する必要がある。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく規制については、第5章7. (4)p.107 を参照されたい。

図8 機器廃棄時におけるフロン類の引渡しの流れ



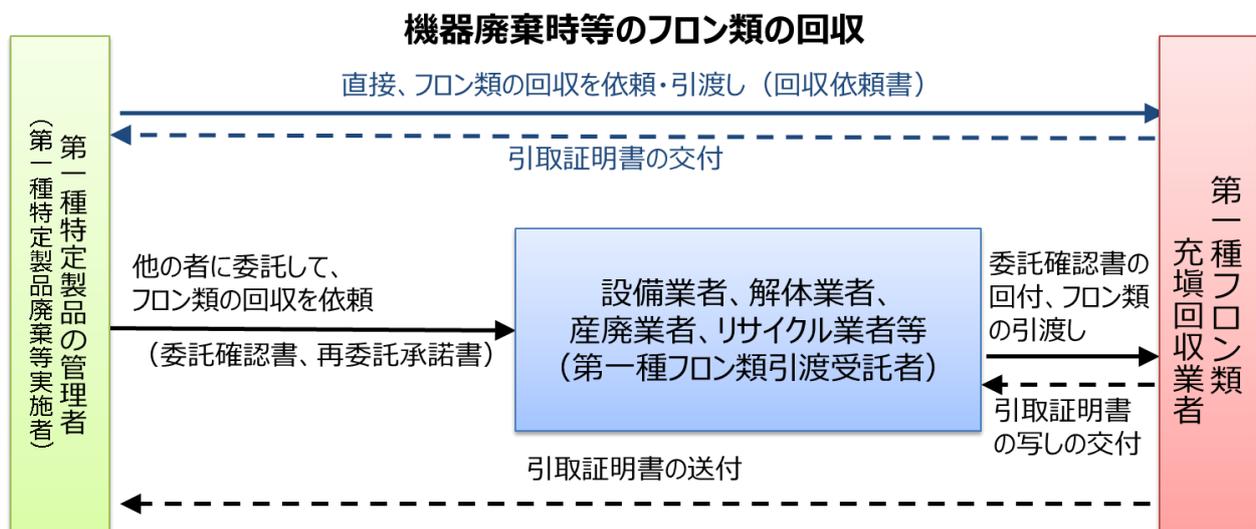
(1) 第一種フロン類充填回収業者へのフロン類の引渡し

法第41条 第一種特定製品の廃棄等を行おうとする第一種特定製品の管理者(以下「第一種特定製品廃棄等実施者」という。)は主務省令で定めるところにより、第一種フロン類充填回収業者が当該第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認した場合を除き、自ら又は他の者に委託して、第一種フロン類充填回収業者に対し、当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を引き渡さなければならない。

【解説】

廃棄等実施者は、充填回収業者がフロン類が充填されていないことを確認を行った場合を除き、第一種特定製品に充填されているフロン類を充填回収業者に引き渡すか、当該フロン類の引渡しを他の者に委託する必要がある。

表 14 第一種フロン類充填回収業者へのフロン類の引渡し方法



(2) 行程管理制度(第一種特定製品廃棄等実施者による書面の交付等)

法第 43 条 第一種特定製品廃棄等実施者は、その第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類を自ら第一種フロン類充填回収業者に引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該第一種フロン類充填回収業者に次に掲げる事項を記載した書面(第3項及び第 105 条において「回収依頼書」という。)を交付しなければならない。

- 一 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
- 二 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数
- 三 引渡しを受ける第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称及び住所
- 四 その他主務省令で定める事項

2 第一種特定製品廃棄等実施者は、その第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しを他の者に委託する場合(当該フロン類の引渡しに当たって当該フロン類に係る第一種特定製品を運搬する場合において、当該第一種特定製品の運搬のみを委託するときを除く。)において、当該引渡しの委託に係る契約を締結したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、当該引渡しの委託を受けた者に次に掲げる事項を記載した書面(以下この条、次条第1項及び第 105 条において「委託確認書」という。)を交付しなければならない。

3 第一種特定製品廃棄等実施者は、第一項の規定による回収依頼書の交付又は前項の規定による委託確認書の交付をする場合においては、当該回収依頼書の写し又は当該委託確認書の写しをそれぞれ当該交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

4 第一種特定製品廃棄等実施者から第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しの委託を受けた者(当該委託に係るフロン類につき順次行われる第一

種フロン類充填回収業者への引渡しの再委託を受けた者を含む。以下「第一種フロン類引渡受託者」という。)は、当該委託に係るフロン類の引渡しを他の者に再委託しようとする場合(当該フロン類の引渡しに当たって当該フロン類に係る第一種特定製品を運搬する場合において、当該第一種特定製品の運搬のみを委託するときを除く。)には、あらかじめ、当該第一種特定製品廃棄等実施者に対して当該引渡しの再委託を受けようとする者の氏名又は名称及び住所を明らかにし、当該第一種特定製品廃棄等実施者から当該引渡しの再委託について承諾する旨を記載した書面(主務省令で定める事項が記載されているものに限る。)の交付を受けなければならない。この場合において、当該第一種特定製品廃棄等実施者又は当該第一種フロン類引渡受託者は、それぞれ、当該交付をした書面の写し又は当該交付を受けた書面を当該交付をした日又は当該交付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

- 5 第一種フロン類引渡受託者は、当該委託に係るフロン類の引渡しの再委託に係る契約を締結したときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る委託確認書に当該引渡しの再委託を受けた者の氏名又は名称及び住所その他の主務省令で定める事項を記載し、当該引渡しの再委託を受けた者に当該委託確認書を回付しなければならない。
- 6 第一種フロン類引渡受託者は、当該委託に係るフロン類を第一種フロン類充填回収業者に引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る委託確認書に主務省令で定める事項を記載し、当該第一種フロン類充填回収業者に当該委託確認書を回付しなければならない。
- 7 第一種フロン類引渡受託者は、前二項の規定による委託確認書の回付をする場合においては、当該委託確認書の写しを当該回付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

法第 45 条の2 第一種特定製品廃棄等実施者は、第一種特定製品の解体その他の処分を目的とした引取り又はその全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的とした有償若しくは無償での譲受け(以下「引取り等」という。)を行おうとする者(以下「第一種特定製品引取等実施者」という。)に第一種特定製品を引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品引取等実施者に前条第一項又は第二項の規定により交付又は送付を受けた引取証明書の写しを交付しなければならない。ただし、当該第一種特定製品引取等実施者(第一種フロン類充填回収業者である者に限る。)に当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の引渡しを行う場合その他主務省令で定める場合は、この限りでない。

第一種特定製品廃棄等実施者による第一種フロン類充填回収業者への回収依頼書の交付等

施行規則

第 28 条 法第 43 条第1項の規定による回収依頼書の交付は、次により行うものとする。

- 一 引渡しを受ける第一種フロン類充填回収業者が二以上である場合にあっては、第一種フロン類充填回収業者ごとに交付すること。
- 二 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数並びに第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称及び住所が書面に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。
- 三 フロン類を第一種フロン類充填回収業者に引き渡す際に交付すること。

第一種特定製品廃棄等実施者の回収依頼書の記載事項

施行規則

第 29 条 法第 43 条第1項第4号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 回収依頼書の交付年月日
- 二 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の所在
- 三 引渡しを受ける第一種フロン類充填回収業者の登録番号

第一種特定製品廃棄等実施者による第一種フロン類引渡受託者への委託確認書の交付

施行規則

第 30 条 法第 43 条第2項の規定による委託確認書の交付は、次により行うものとする。

- 一 引渡しの委託を受けた者が二以上である場合にあっては、引渡しの委託を受けた者ごとに交付すること。
- 二 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数並びに引渡しの委託を受けた者の氏名又は名称及び住所が委託確認書に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。

第一種特定製品廃棄等実施者の委託確認書の記載事項

施行規則

第 31 条 法第 43 条第 2 項第 4 号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 委託確認書の交付年月日
- 二 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の所在

第一種特定製品廃棄等実施者の書面の写し等の保存期間

施行規則

第 32 条 法第 43 条第 3 項の主務省令で定める期間は、3 年とする。

再委託について承諾する旨を記載した書面の記載事項

施行規則

第 33 条 法第 43 条第 4 項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
- 二 引渡しを委託したフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数
- 三 引渡しを委託したフロン類が充填されている第一種特定製品の所在
- 四 フロン類の引渡しを他の者に再委託しようとする第一種フロン類引渡受託者の氏名又は名称及び住所
- 五 承諾の年月日
- 六 第一種フロン類引渡受託者からフロン類の引渡しの再委託を受けた者(第 35 条第 1 号及び第 36 条第 1 号において「第一種フロン類引渡再受託者」という。)の氏名又は名称及び住所

再委託について承諾する旨を記載した書面の保存期間

施行規則

第 34 条 法第 43 条第 4 項の主務省令で定める期間は、3 年とする。

第一種フロン類引渡受託者による第一種フロン類引渡再受託者への委託確認書の回付

施行規則

第 35 条 法第 43 条第 5 項の規定による委託確認書の回付は、次により行うものとする。

- 一 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数並びに第一種フロン類引渡再受託者の氏名又は名称及び住所が委託確認書に記載された事項と相違がないことを確認の上、回付すること。
- 二 法第 43 条第 4 項の規定により交付を受けた再委託について承諾する旨を記載した書面の写しを添付し、回付すること。

第一種フロン類引渡受託者がフロン類の引渡しを再委託する際の委託確認書の記載事項

施行規則

第 36 条 法第 43 条第 5 項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 第一種フロン類引渡再受託者の氏名又は名称及び住所
- 二 委託確認書の回付年月日

第一種フロン類引渡受託者による第一種フロン類充填回収業者への委託確認書の回付

施行規則

第 37 条 法第 43 条第 6 項の規定による委託確認書の回付は、次により行うものとする。

- 一 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数並びに第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称及び住所が委託確認書に記載された事項と相違がないことを確認の上、回付すること。
- 二 法第 43 条第 4 項の規定に基づくフロン類の引渡しの再委託が行われた場合には、同項の規定により交付を受けた再委託について承諾する旨を記載した書面の写しを添付し、回付すること。

第一種フロン類引渡受託者がフロン類を引き渡す際の委託確認書の記載事項

施行規則

第 38 条 法第 43 条第 6 項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 委託確認書の回付年月日
- 二 引渡しを受ける第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号

第一種フロン類引渡受託者の委託確認書の写しの保存期間

<p>施行規則 第 39 条 法第 43 条第 7 項の主務省令で定める期間は、3 年とする。</p>

第一種特定製品廃棄等実施者による第一種特定製品引取等実施者への引取証明書の写しの交付

<p>施行規則 第 48 条の 2 法第四十五条の二第一項の規定による引取証明書の写しの交付は、次により行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 引取り等を行う第一種特定製品引取等実施者が二以上である場合にあっては、第一種特定製品引取等実施者ごとに交付すること。 二 第一種特定製品を第一種特定製品引取等実施者に引き渡す際に交付すること。 三 第一種特定製品の運搬、第一種特定製品の設置された建築物その他の工作物の解体工事その他第一種特定製品の第一種特定製品引取等実施者への引渡しを他人に委託する場合にあっては、当該引渡しの委託を受けた者を經由して、当該第一種特定製品引取等実施者に交付することができる。
--

第一種特定製品引取等実施者への引取証明書の写しの交付を要しない場合

<p>施行規則 第 48 条の 3 法第 45 条の 2 の第 1 項ただし書の規定により、引取証明書の写しの交付を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第一種特定製品引取等実施者に引取り等に係る第一種特定製品に充填されているフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しを委託する場合 二 第一種特定製品を第一種特定製品引取等実施者に引き渡す際に当該第一種特定製品に係る確認証明書の写しを交付する場合 三 非常災害等の発生により災害廃棄物として排出された第一種特定製品を処理する場合その他都道府県知事がやむを得ない場合として認める場合であって、都道府県知事の認めるところにより、当該都道府県知事の認める者に第一種特定製品を引き渡す場合。

【概要】

フロン類の行程管理のため、廃棄等実施者、引渡受託者及び充填回収業者は、引渡し方法に応じて、行程管理票(回収依頼書、委託確認書、再委託承諾書、引取証明書)の交付及びその写しの保存を行う必要がある。

【解説】

①対象者、引渡し方法ごとの交付・保存する書面

対象者、引渡し方法ごとの交付・保存する書面は次のとおりである。

表 15 第一種特定製品廃棄等実施者がフロン類の引渡しに際して交付する書類、保存する書類

フロン類の引渡し方法	交付する書類	保存する書類 (※保存期間は3年間)
パターン① 直接フロン類を引き渡す場合	・回収依頼書	・回収依頼書の写し ・引取証明書(充填回収業者から交付)
パターン② フロン類の引渡しを委託する場合(引渡受託者がフロン類を引き渡す場合)	・委託確認書	・委託確認書の写し ・引取証明書(充填回収業者から送付)
パターン③ フロン類の引渡しを	・委託確認書	・委託確認書の写し

委託する場合(引渡受託者(一次受託者)がフロン類の引渡しの再委託を実施する場合)	・再委託承諾書	・再委託承諾書の写し ・引取証明書(充填回収業者から送付)
--	---------	----------------------------------

表 16 第一種フロン類引渡受託者が回付する書類、保存する書類

フロン類の引渡し方法	回付する書類	保存する書類 (※保存期間は3年間)
パターン① 直接フロン類を引き渡す場合		
パターン② フロン類の引渡しを委託する場合(引渡受託者がフロン類を引き渡す場合)	・委託確認書	・委託確認書の写し ・引取証明書の写し(充填回収業者から交付)
パターン③ フロン類の引渡しを委託する場合(引渡受託者(一次受託者)がフロン類の引渡しの再委託を実施する場合)	・委託確認書 ・再委託承諾書の写し (※委託確認書に添付)	・委託確認書の写し ・再委託承諾書

表 17 第一種フロン類引渡受託者(二次受託者)が回付する書類、保存する書類

フロン類の引渡し方法	回付する書類	保存する書類 (※保存期間は3年間)
パターン① 直接フロン類を引き渡す場合		
パターン② フロン類の引渡しを委託する場合(引渡受託者がフロン類を引き渡す場合)		
パターン③ フロン類の引渡しを委託する場合(引渡受託者(一次受託者)がフロン類の引渡しの再委託を実施する場合)	・委託確認書 ・再委託承諾書の写し (※委託確認書に添付)	・委託確認書の写し ・引取証明書の写し(充填回収業者から交付)

表 18 第一種フロン類充填回収業者が交付等する書類、保存する書類

フロン類の引渡し方法	交付(送付)する書類	保存する書類 (※保存期間は3年間)
パターン① 直接フロン類を引き渡す場合	・引取証明書	・引取証明書の写し
パターン② フロン類の引渡しを委託する場合(引渡受託者がフロン類を引き渡す場合)	・引取証明書の写し(引渡受託者へ交付) ・引取証明書(廃棄等実施者へ送付)	・引取証明書の写し
パターン③ フロン類の引渡しを委託する場合(引渡受託者(一次受託者)がフロン類の引渡しの再委託を実施する場合)	・引取証明書の写し(二次受託者へ交付) ・引取証明書(廃棄等実施者へ送付)	・引取証明書の写し

再委託を実施する場合)	者へ送付)	
-------------	-------	--

表 19 第一種特定製品廃棄等実施者が引取等実施者に交付する書類、保存する書類

引渡しの様態	交付する書類	保存する書類 (※保存期間は3年間)
フロン類回収済みの第一種特定製品を引き渡す場合	・引取証明書の写し	・引取証明書
第一種フロン類充填回収業者である引取等実施者にフロン類の引取りも合わせて依頼する場合	・回収依頼書	・回収依頼書写し ・引取証明書(充填回収業者から交付)
引取等実施者にフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しを委託する場合	・委託確認書	・委託確認書の写し ・引取証明書(充填回収業者から送付)
フロンが充填されていないことが確認された第一種特定製品を引き渡す場合	・確認証明書の写し	・確認証明書

②書面の記載事項

各書面については、施行規則に定められた以下の事項が含まれていれば、様式は問わない。

なお、法令で定める事項を満たした書面の様式は、例えば一般財団法人日本冷媒・環境保全機構が発行するものがあるので参考にされたい。<http://www.jreco.or.jp/koutei.html>

表 20 書面の記載事項

書面の種類	記載事項
回収依頼書	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所 ○ 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数 ○ 引渡しを受ける充填回収業者の氏名又は名称及び住所 ○ 回収依頼書の交付年月日 ○ 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の所在 ○ 引渡しを受ける充填回収業者の登録番号
委託確認書	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所 ○ 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数 ○ 引渡しの委託を受けた者の氏名又は名称及び住所 ○ 委託確認書の交付年月日 ○ 引渡しに係るフロン類が充填されている第一種特定製品の所在
再委託承諾書	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所 ○ 引渡しを委託したフロン類が充填されている第一種特定製品の種類及び数 ○ 引渡しを委託したフロン類が充填されている第一種特定製品の所在 ○ フロン類の引渡しを他の者に再委託しようとする引渡受託者の氏名又は名称及び住所

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 承諾の年月日 ○ 引渡受託者からフロン類の引渡しの再委託を受けた者(引渡再受託者)の氏名又は名称及び住所
引取証明書	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所 ○ 引き取ったフロン類が充填されていた第一種特定製品の種類及び数 ○ フロン類の引取り前の第一種特定製品の所在 ○ フロン類を引き取った第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号 ○ 引取証明書の交付年月日 ○ フロン類の引取りを終了した年月日 ○ 引き取ったフロン類の種類ごとの量
確認証明書	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所 ○ フロン類が充填されていないことを確認した第一種特定製品の種類及び数 ○ フロン類が充填されていないことを確認する前の第一種特定製品の所在 ○ フロン類が充填されていないことを確認した第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号 ○ 確認証明書の交付年月日 ○ フロン類が充填されていないことを確認した日

③引渡し、引渡しの委託等の流れ

図9 直接フロン類を引き渡す場合

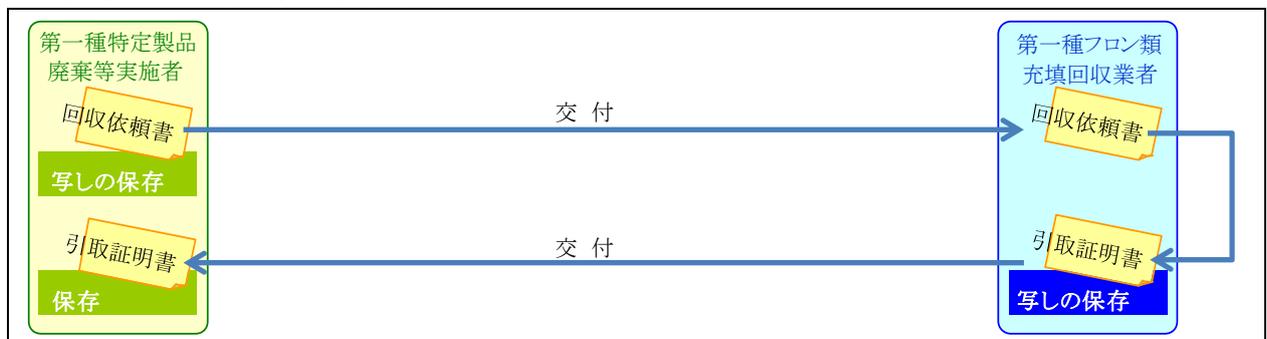


図10 フロン類の引渡しを委託する場合(引渡受託者がフロン類を引き渡す場合)

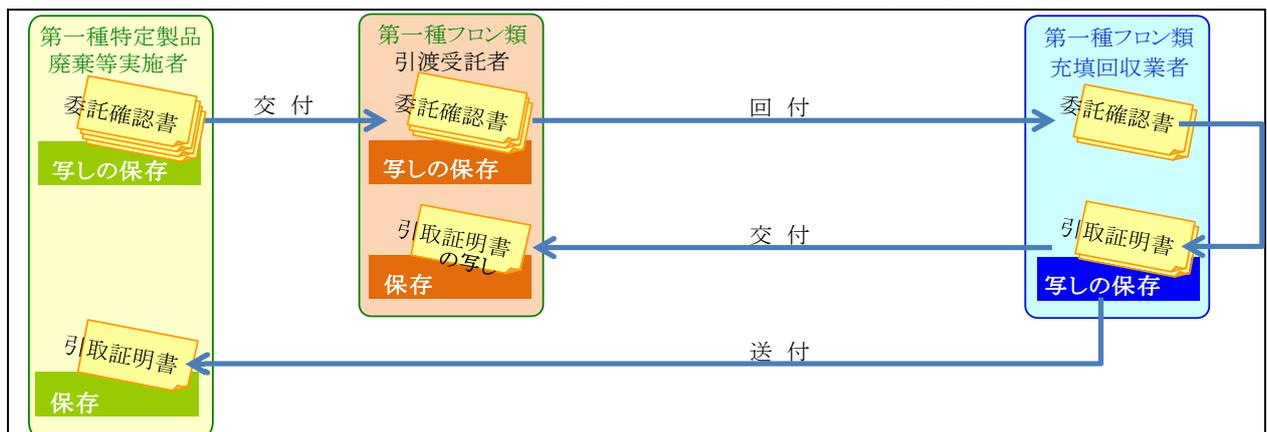
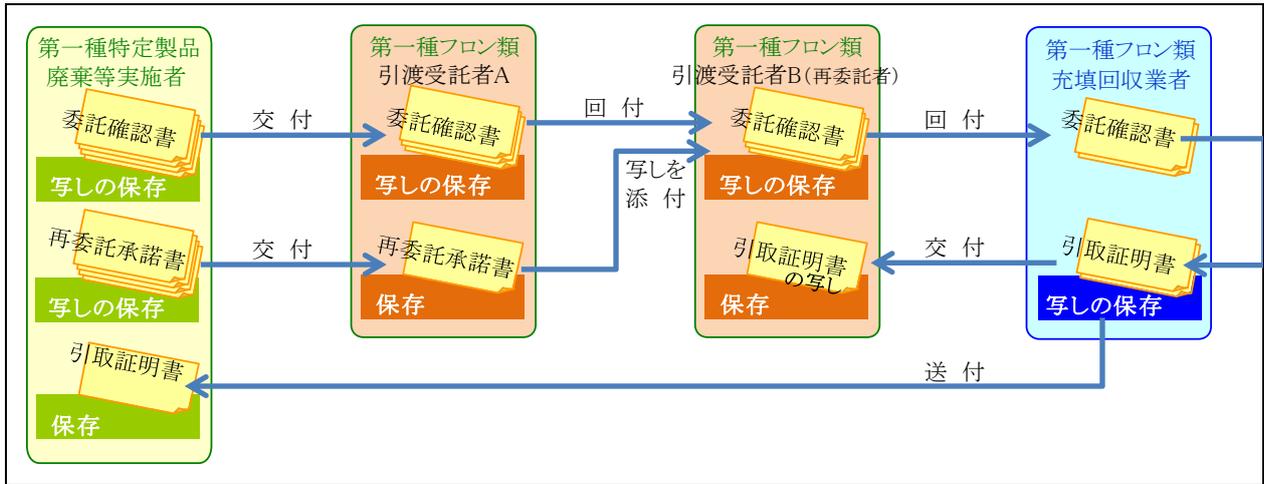


図 11 フロン類の引渡しを委託する場合(引渡受託者(一次受託者)がフロン類の引渡しの再委託を実施する場合)



(3) 引取証明書の交付がなされない場合等の報告

<p>法第 45 条 4 第一種特定製品廃棄等実施者は、主務省令で定める期間内に、第1項若しくは第2項の規定による引取証明書の交付若しくは送付を受けないとき、又は第1項若しくは第2項に規定する事項が記載されていない引取証明書若しくは虚偽の記載のある引取証明書の交付若しくは送付を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。</p>
--

引取証明書等の交付等を受けるまでの期間、報告の方法

<p>施行規則 第 46 条 法第 45 条第4項の主務省令で定める期間は、法第 43 条第1項の書面又は委託確認書の交付の日から 30 日とする。ただし、解体工事の契約に伴い委託確認書を交付する場合には、委託確認書の交付の日から 90 日とする。 第 47 条 法第 45 条第4項の規定による報告は、速やかに法第 43 条第1項の規定により交付した書面の写し又は同条第2項の規定により交付した委託確認書の写しを提出して行うものとする。</p>

【概要】

廃棄等実施者は、①所定の期間内に引取証明書(又は引取証明書の写し)が交付(又は送付)されない場合、②引取証明書(又は引取証明書の写し)の記載事項に不備がある場合、③引取証明書(又は引取証明書の写し)に虚偽記載がある場合は、都道府県知事に報告する必要がある。

表 21 フロン類の引渡し方法ごとの交付書類及び保存書類(下線の書面交付(送付)がない場合等に、都道府県知事に通知する。)

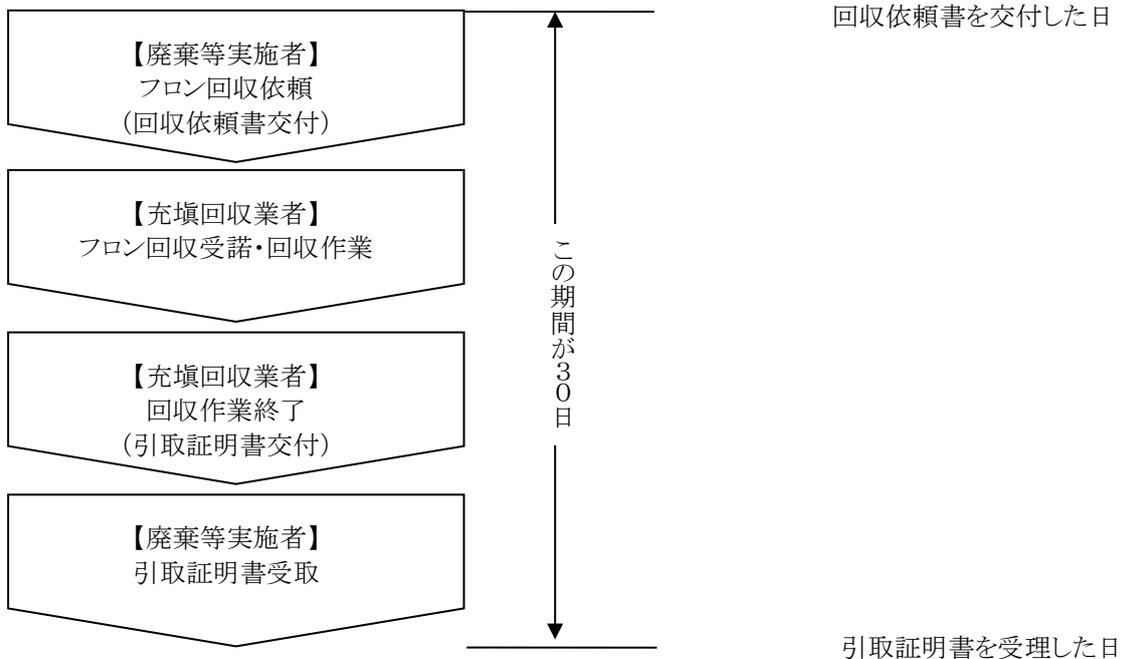
フロン類の引渡し方法	交付する書類	保存する書類 (※保存期間は3年間)
充填回収業者に引き渡す場合	・回収依頼書	・回収依頼書の写し ・引取証明書(充填回収業者から交付)
フロン類の引渡しを設備業者等(引渡受託者)に委託する場合	・委託確認書	・委託確認書の写し ・引取証明書(充填回収業者から送付)
引渡しを再委託する場合	・委託確認書 ・再委託承諾書	・委託確認書の写し ・再委託承諾書の写し ・引取証明書(充填回収業者から送付)

【解説】

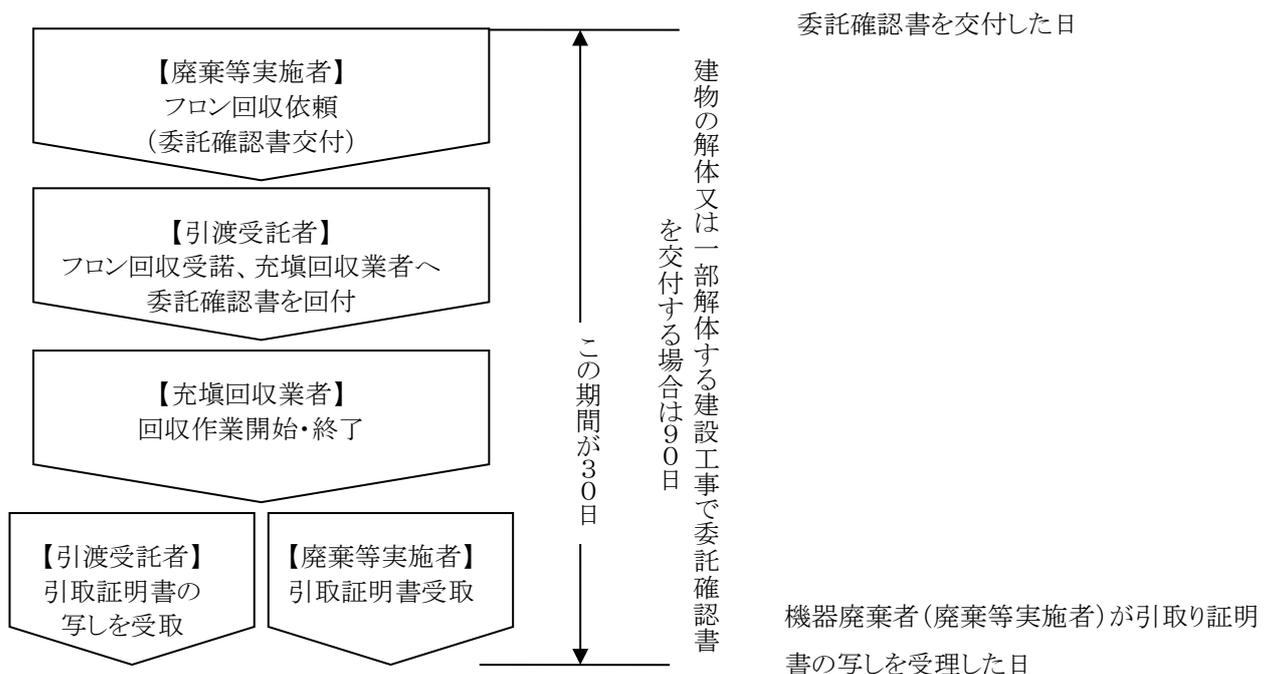
①フロン類の回収を第一種フロン類廃棄等実施者が第一種フロン類充填回収業者に直接依頼した場合の送付期間

[直接回収]

フロン類の回収を充填回収業者へ依頼した場合は、回収依頼書を交付した日から引取証明書を受け取るまでの期間は 30 日間とし、これを過ぎても引取証明書が届かない場合は、都道府県知事へ回収依頼書の写しを添付して報告しなければならない。



②フロン類の回収を第一種フロン類廃棄等実施者が第一種フロン類引渡受託者を通じて第一種フロン類充填回収業者に依頼した場合の送付期間(受託者介在)



1)廃棄等実施者

- ア. フロン類の回収を引渡受託者へ委託した場合は、委託確認書を交付した日から 30 日以内に引取証明書が届かない場合は、都道府県知事へ委託確認書の写しを添付して報告しなければならない。
- イ. 解体工事の契約に伴い委託確認書を交付する場合には、委託確認書の交付した日から 90 日以内に引取証明書の写しが届かない場合は、都道府県知事へ委託確認書の写しを添付して報告しなければならない。

2)引渡受託者

- ア. 委託確認書の交付を受けてから、30 日以内に引取証明書が廃棄等実施者に届かなければならないことに留意し、早めにフロン類の回収作業を依頼すること。
- イ. 解体工事の場合は、委託確認書の交付を受けた日から 90 日以内に引取証明書が廃棄等実施者に届かなければならないことに留意し、早めにフロン類の回収作業を依頼すること。

③引取証明書の記載事項の不備

引取証明書に含まれているべき記載事項とは以下のとおりである。記載事項に不備がある場合には、速やかに回収依頼書の写し又は委託確認書の写しを添付して、都道府県知事に報告する必要がある。

表 22 引取証明書に含まれるべき記載事項

- | |
|---|
| 1 廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所 |
| 2 引き取ったフロン類が充填されていた第一種特定製品の種類及び数 |
| 3 フロン類の引取り前の第一種特定製品の所在 |
| 4 フロン類を引き取った第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号 |
| 5 引取証明書の交付年月日 |
| 6 フロン類の引取りを終了した年月日 |
| 7 引き取ったフロン類の種類ごとの量 |

(4)再生証明書・破壊証明書

【解説】

再生業者及び破壊業者から送付された再生証明書又は破壊証明書について、充填回収業者は、当該証明書の写しを3年間保存するとともに、廃棄等実施者に回付することが求められる。詳細は、機器整備時における整備者への回付と同様であるため、第3章1. (5)p.27 を参照されたい。

(5)第一種特定製品の引取り等の制限

- | |
|--|
| 法第45条の2 第一種特定製品廃棄等実施者は、第一種特定製品の解体その他の処分を目的とした引取り又はその全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的とした有償若しくは無償での譲受け(以下「引取り等」という。)を行おうとする者(以下「第一種特定製品引取等実施者」という。)に第一種特定製品を引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品引取等実施者に前条第一項又は第二項の規定により交付又は送付を受けた引取証明書の写しを交付しなければならない。ただし、当該第一種特定製品引取等実施者(第一種フロン類充填回収業者である者に限る。)に当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の引渡しを行う場合その他主務省令で定める場合は、この限りでない。 |
| 2 第一種特定製品引取等実施者は、当該引取り等に係る第一種特定製品の処分を他人に再委託し、又は当該引取り等に係る第一種特定製品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的として他人に譲渡するときは、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品の処分の再委託又は譲渡を受けた者に当該第一種特定製品に係る引取証明書の写しを回 |

付しなければならない。

- 3 第一種特定製品引取等実施者は、前二項の規定による引取証明書の写しの交付又は回付を受けたときは、当該引取証明書の写しを当該交付又は回付を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。
- 4 何人も、第 41 条の規定により第一種フロン類充填回収業者が第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認した場合又は第一項若しくは第二項の規定による引取証明書の写しの交付若しくは回付を受けた場合その他第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類が大気中に放出されるおそれがないものとして主務省令で定める場合のほか、第一種特定製品の引取り等を行ってはならない。

施行規則

(第一種特定製品廃棄等実施者による第一種特定製品引取等実施者への引取証明書の写しの交付)

第 48 条の2 法第 45 条の2第1項の規定による引取証明書の写しの交付は、次により行うものとする。

- 一 引取り等を行う第一種特定製品引取等実施者が二以上である場合にあっては、第一種特定製品引取等実施者ごとに交付すること。
- 二 第一種特定製品を第一種特定製品引取等実施者に引き渡す際に交付すること。
- 三 第一種特定製品の運搬、第一種特定製品の設置された建築物その他の工作物の解体工事その他第一種特定製品の第一種特定製品引取等実施者への引渡しを他人に委託する場合にあっては、当該引渡しの委託を受けた者を經由して、当該第一種特定製品引取等実施者に交付することができる。

(第一種特定製品引取等実施者への引取証明書の写しの交付を要しない場合)

第 48 条の3 法第 45 条の2第一項ただし書の規定により、引取証明書の写しの交付を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 第一種特定製品引取等実施者に引取り等に係る第一種特定製品に充填されているフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しを委託する場合
- 二 第一種特定製品を第一種特定製品引取等実施者に引き渡す際に当該第一種特定製品に係る確認証明書の写しを交付する場合
- 三 非常災害の発生により災害廃棄物として排出された第一種特定製品を処理する場合その他都道府県知事がやむを得ない場合として認める場合であって、都道府県知事の認めるところにより、都道府県知事の認める者に第一種特定製品を引き渡す場合

2 前項第2号の場合において、第一種特定製品引取等実施者による当該確認証明書の写しの取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

- 一 交付された確認証明書を三年又は次号の規定により確認証明書の写しの回付を行うまでの間のいずれか短い期間保存すること。
- 二 引取り等を行った第一種特定製品の処分の再委託又は譲渡をするときに、当該第一種特定製品の処分の再委託又は譲渡を受けた者に当該確認証明書の写しを回付すること。

(第一種特定製品引取等実施者への引取証明書の写しの回付)

第 48 条の4 第 48 条の2の規定は、法第 45 条の2第2項の規定による引取証明書の写しの回付について準用する。この場合において第 48 条の2中「第一種特定製品引取等実施者」とあるのは、「第一種特定製品の処分の再委託又は譲渡を受けた者」と読み替えるものとする。

(第一種特定製品引取等実施者の引取証明書の写しの保存期間)

第 48 条の5 法第 45 条の2第3項の主務省令で定める期間は、三年又は法第 45 条の2第2項の規定による引取証明書の写しの回付を行うまでの間のいずれか短い期間とする。

(引取り等に際してのフロン類が大気中に放出されるおそれがない場合)

第 48 条の6 法第 45 条の2第4項の主務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 第一種特定製品に充填されているフロン類の引取りを行う者(第一種フロン類充填回収業者である者に限る。)が当該第一種特定製品の引取り等を行う場合
- 二 第一種特定製品に充填されているフロン類の第一種フロン類充填回収業者への引渡しの委託を受けた者が当該第一種特定製品の引取り等を行う場合
- 三 非常災害の発生により災害廃棄物として排出された第一種特定製品を処理する場合その他都道府県知事がやむを得ない場合として認める場合であって、都道府県知事の認めるところにより、都道府県知事の認める者から第一種特定製品の引取り等を行う場合

【概要】

廃棄等実施者は、引取等実施者(廃棄物・リサイクル業者等)に第一種特定製品(フロン類の引渡済のもの)を引き渡すときには引取証明書の写しを、第一種特定製品(フロン類の引渡前のもの)を引き渡すときには回収依頼書又は委託確認書を交付する必要がある。

また、フロン類が充填されていないことの確認を受けた第一種特定製品を引き渡すときには、確認証明書の写しを交付する必要がある。

なお、これらの書面を交付しない場合、廃棄等を行おうとする第一種特定製品を引取等実施者に引き渡すことができない。

さらに、何人も、引取証明書の写しの交付を受けた場合、回収依頼書若しくは委託確認書の交付を受けた場合、確認証明書の写しの交付を受けた場合、又は都道府県知事がやむを得ないと特例的に認めた場合を除き第一種特定製品の引取り等を行うことはできない。

【解説】

(1)「引取り等」の定義

「引取り等」の定義は「第一種特定製品の解体その他の処分を目的とした引取り又はその全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的とした有償若しくは無償での譲受け」である。このため、「全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的」としない中古品としての買取りは含まない。

なお、第一種特定製品を有償で買い取る場合において、その時点で中古品として再度販売するのか、金属資源として売却するのかが不明な場合も考えられるが、このような場合には、当該買取りを行った者が、中古品か金属資源かの判断を行う権限を有しており、買取りの後、中古品として売却するのであれば廃棄等に該当しない。一方で、金属資源として売却することを意思決定した場合には、その時点から、当該買取りを行った者は廃棄等実施者に該当し、買取りから金属資源として売却するまでの間は、管理者として点検記録簿の整備・保存等の管理責任も負う。

(2)「引取り等」の対象となる「第一種特定製品」の範囲

「引取り等」の対象となる「第一種特定製品」については、冷媒の保有機構を有する機器(一般的には室外機)のみが対象となる。また、第一種特定製品としての形状・機構を保っているものが対象であって、既に破碎・中間処理等がされた金属くずは、当然に対象とならない。

(3)引取証明書の写しの交付方法

廃棄等実施者は、第一種特定製品の廃棄等に際して、当該第一種特定製品を引取等実施者に引き渡すときに、引取証明書の写しの交付をしなければならないところ、施行規則第48条の2に定める交付方法については、以下のとおりである。

- ①引取り等を行う引取等実施者が二以上である場合にあっては、引取等実施者ごとに交付すること(第1号)。
- ②第一種特定製品を引取等実施者に引き渡す際に交付すること(第2号)。
- ③第一種特定製品の運搬、第一種特定製品が設置されている建築物等の解体その他第一種特定製品の引取等実施者への引渡しを他人に委託する場合にあっては、当該引渡しの委託を受けた者を経由して交付することができること(第3号)。

交付の手段については、自ら直接交付すること、他人を通じて交付すること、ファクシミリ又は電子メール等

により送付すること等いずれの方式であっても許容される。また、引取証明書に記載された第一種特定製品に係る第一種特定製品引取等実施者が複数となる場合には、必要部数写しを作成し、それぞれに交付することが必要である。その際には、引取証明書記載の回収台数のうち引取り等に係るものが何台あるのかを付記することが望ましい。

なお、第一種特定製品引取等実施者への引渡しを他人に委託する場合としては、第一種特定製品の運搬を委託する場合や第一種特定製品を建設廃棄物として処理することを前提に当該第一種特定製品が設置されている建築物等の解体工事などを発注する場合は考えられる。このような場合には、運搬を行う者や解体工事を行う者を經由して交付することができる。

(4) 引取証明書の写しを交付する場合その他引取等実施者への第一種特定製品の引渡しを行うことができる場合

法第45条の2の規定による第一種特定製品の引取り等の制限により、引取証明書の写しを交付する場合その他廃棄等実施者が引取等実施者への第一種特定製品の引渡しを行うことができる場合は以下のとおり。

① 引取証明書の写しを交付する場合

廃棄等をする第一種特定製品からフロン類が回収され、そのフロン類が第一種フロン類充填回収業者に引き取られている場合、引取証明書の写しを第一種特定製品引取等実施者に交付することで、当該第一種特定製品を引き渡すことができる。

② 第一種特定製品引取等実施者にフロン類の引渡しを行う場合

第一種特定製品引取等実施者に当たる廃棄物・リサイクル業者等が第一種フロン類充填回収業者であって、当該廃棄物・リサイクル業者等に、第一種特定製品の処分等の委託と当該第一種特定製品に充填されているフロン類の引渡しを行う場合である。

この場合、第一種フロン類充填回収業の登録を有する当該廃棄物・リサイクル業者等に回収依頼書を交付する、又は第一種フロン類引渡受託者により第一種フロン類充填回収業の登録を有する当該廃棄物・リサイクル業者等に委託確認書が回付される必要がある。

③ 第一種特定製品引取等実施者にフロン類の引渡しを委託する場合

第一種特定製品引取等実施者に当たる廃棄物・リサイクル業者等に、第一種特定製品の処分等と当該第一種特定製品に充填されているフロン類の引渡しの双方を委託する場合である。つまり、当該第一種特定製品に充填されているフロン類は、当該廃棄物・リサイクル業者等を介して第一種フロン類充填回収業者に引き渡される。

この場合、第一種フロン類引渡受託者に当たる廃棄物・リサイクル業者等に、委託確認書を交付する必要がある。

④ 確認証明書の写しを交付する場合

廃棄等をする第一種特定製品にフロン類が残存しておらず、第一種フロン類充填回収業者によりその確認を受けている場合、確認証明書の写しを第一種特定製品引取等実施者に交付することで、当該第一種特定製品を引き渡すことができる。

交付の手段については、自ら直接交付すること、他人を通じて交付すること、ファクシミリ又は電子メール等に

より送付すること等いずれの方式であっても許容される。

⑤ 都道府県知事がやむを得ないと認める場合

上記①から④のいずれにも該当しない場合であって、かつ引取証明書の写しの交付ができないことにやむを得ない事情があり、都道府県知事が認める場合である。具体的には、非常災害により発生した災害廃棄物として第一種特定製品を処理する場合、廃棄等実施者が法第45条第4項に基づく報告を行った場合、又は土地所有者等が不法投棄された第一種特定製品を委託処理する場合等が想定される。なお、これらの場合であっても、都道府県知事の認定を経ずに、通常どおりフロン類の引渡しやフロン類が充填されていないことの確認の手続きを行い、引取証明書の写しや確認証明書の写しを用いて第一種特定製品を引き渡すことを妨げるものではない。

図 12 廃棄時の証明書等の流れ

